公募型比較見積合わせの執行について

大阪市中央区長　松田　彰久

次のとおり、公募型比較見積合わせ（以下「比較見積」とする。）を執行する。

令和08年11月25日

1.案件情報

案件名称	大阪市中央区庁舎１階トイレ大便器通管その他工事
契約期間	契約日～令和９年１月29日
履行場所	本市指定場所

2.日程

見積書提出期限	令和８年12月８日　午後５時30分
資格審査資料等提出期間	※本案件は資格審査資料の提出は必要ありません
仕様書に関する質問締切日時	令和８年11月30日　午後５時30分
質問方法	下記問合せ先へ、メールまたはFAXにより行うこと。 FAXの場合は下記問合せ先へ必ず電話連絡すること。
質問回答方法	質問の回答は、令和８年12月３日午後５時までに中央区ホームページに掲載する。ただし質問がない場合は掲載しない。
契約相手方決定日	令和８年12月9日　　※当区より契約相手方へ通知する。

3.比較見積参加資格（共通事項のとおり）

登録種目	13：26：01　その他代行・その他・その他
必要な許認可(登録)等	なし
その他 （実績要件等）	なし

4.比較見積参加申請

提出書類	事業請負見積書（以下「見積書」とする。）・明細書
提出方法	見積書を下記の問合せ先へ、**持参またはFAX**により提出すること。 ※FAXの場合は下記問合せ先へ必ず電話連絡すること。

5.問合せ先

中央区役所総務課 （総務グループ）	大阪市中央区久太郎町１－２－２７　中央区役所　５階 54番窓口 TEL：06-6267-9625　　FAX：06-6264-8283　　（担当：近藤・鎌倉） メールアドレス：te0001@city.osaka.lg.jp

公募型比較見積【共通事項】			
1. 比較見積参加資格	(1)	令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿（物品・委託）、令和６・７・８年度大阪市入札参加有資格者名簿（工事）に当該案件に応じた種目で登録されていること	
	(2)	①	公告本文に定める比較見積参加資格要件をすべて満たすものであること
		②	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
		③	見積書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
		④	見積書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
	(3)	比較見積参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き見積書提出期限現在による。	
	(4)	比較見積参加資格の審査は、見積書提出期限後に資格を確認する必要があると認められる者について行う。	
	(5)	当区の指定する期限までに、公告本文に定める比較見積参加資格に定める書類等（以下「資格審査資料」という。）を提出できること	
2. 比較見積参加手続等	(1)	見積書の提出等の手続きは、公告本文に定める比較見積参加申請のとおり行うこと。	
	(2)	比較見積の辞退 見積書提出後の辞退は認めない。	
	(3)	仕様書等の取得方法 公告日以降に当区ホームページよりダウンロードするものとする。	
	(4)	仕様書等に対する質問 質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。	
	(5)	上記(1)～(4)によらない場合は、公告本文に定める。	
3. 見積の方法等	(1)	見積書の提出期間は公告本文に定める。	
	(2)	比較見積参加者がない場合は当該比較見積を中止する。	
	(3)	見積書の提出	
		①	見積書は、見積金額等、必要な事項がすべて記入されたものを有効なものとして取り扱う。また、見積書にかかる費用は、見積参加者の負担とする。
		②	契約相手方決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、見積参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること
		③	見積書は見積書（記入例）を参考に正確に記載し、提出すること
		④	見積書の提出は、見積書提出期間内に完了すること
		⑤	見積書の提出にあたっては、締切日時までに余裕をもって見積書の提出を行うこと
		⑥	一旦提出された見積書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。
4. 比較見積の不調	比較見積の結果、契約相手方と認められるものがないときは、本案件を不調とし、再度の公告の検討を行うかを含め検討するものとする。		
5. 見積の無効	(1)	大阪市中央区役所公募型比較見積実施要綱第8条に該当する見積	

	(2)	１に定める見積参加資格を有しない者がした見積
	(3)	本市が指定する様式以外で行った見積
	(4)	指定する日時までに公告本文に定める提出書類を提出しなかった者がした見積
	(5)	見積書提出日より見積書提出期限までの間において、見積参加者が次の項目に該当する場合
		① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けている
		② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
	(6)	見積書提出期限までに当区に対し見積書錯誤理由を書面により提出し、当区が錯誤無効と認めた見積書
6. 比較見積参加資格の審査及び契約相手方の決定	(1)	見積締切後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した者を契約相手方とし、契約の決定を通知する。
	(2)	同価の見積りをした者が２者以上あるときは、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該案件の発注に関係のない中央区役所職員をしてくじを引かせるものとする。
	(3)	見積締切後、契約相手方決定までに、いずれかの見積参加資格要件を満たさなくなった場合は、見積参加資格を有しない者のした見積とみなし無効とする。
	(4)	見積締切後、契約相手方決定までの間に、見積参加者が次の項目に該当した場合は見積参加資格を有しない者のした見積とみなし無効とする。
		① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止措置を受けている
		② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置等を受けている
	(5)	契約相手方となった者は、正当な理由がある場合を除き、契約相手方となることを辞退することができない。
7. 契約相手方の決定日	原則として、契約相手方の決定は見積書提出期間の締切日（くじ等の場合は、当区が別で定めた日時による）の翌開庁日とし、当区より直接、決定相手方へ連絡を行う。	
8. 入札保証金及び契約保証金	(1)	入札保証金　　免除
	(2)	契約保証金 契約金額の100分の10以上納付 ただし、契約金額（単価契約にあっては契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続にあっては予定総額）が500万円未満、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除する。
9. その他	(1)	提出された見積参加資格審査資料等は、無断で他に使用しない。
	(2)	契約相手方決定後、契約締結までに、契約相手方が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置等を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
	(3)	契約締結後、当該契約の契約期間内に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置等を受けたときは、契約の解除を行う。
	(4)	契約相手方決定後、契約締結までに、契約相手方は大阪市暴力団排除条例（平成23年3月17日制定）第8条第2項の規定に基づく、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。 （https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000012675.html）
	(5)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則に定めるところによる。